



平成 28 年 5 月 19 日

各 位

会社名 能美防災株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤井 清隆
(コード：6744、東証第1部)
問合せ先 取締役総務部担当 岡村 武士
(TEL 03-3265-0214)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 72 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 経営体制の一層の強化と充実を図るため、役付取締役として、新たに取締役副会長を現行定款第 23 条（代表取締役および役付取締役）に追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）の施行により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更され、新たに社外取締役以外の業務執行を行わない取締役および社外監査役以外の監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。これに伴い、それらの取締役および監査役につきましても期待される役割を十分に発揮できるよう、また、継続的に有用な人材を確保できるようにするため、現行定款第 27 条（社外取締役との責任限定契約）および第 35 条（社外監査役との責任限定契約）の一部をそれぞれ変更するものであります。

なお、本議案のうち現行定款第 27 条の変更に関する議案の本定時株主総会への提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役) 第 23 条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役相談役、取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第 27 条 当社は社外取締役との間に、<u>当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は 500 万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い金額とする。</u></p> <p>(社外監査役との責任限定契約) 第 35 条 当社は社外監査役との間に、<u>当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は 500 万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い金額とする。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第 23 条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役相談役、取締役会長、<u>取締役副会長</u>および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役との責任限定契約) 第 27 条 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)</u>との間に、<u>会社法第 423 条第 1 項の規定に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく、賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。</u></p> <p>(監査役との責任限定契約) 第 35 条 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の規定に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく、賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 平成 28 年 6 月 24 日
定款変更の効力発生日 (予定) 平成 28 年 6 月 24 日

以 上